平成２９年（フ）第５０５号
埼玉県所沢市中富南４丁目１番地　センタースクエア２―604
債務者　小畑　和美
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５０６号
埼玉県所沢市中富南４丁目１番地　センタースクエア２―604
債務者　小畑　江里
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５３３号
埼玉県所沢市緑町４丁目６番12―107号　煉瓦館32
債務者　漢　スエ子
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５３６号
埼玉県狭山市入間川４丁目23番16―408号
債務者　新井　淳一
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１５８号
岡山県笠岡市吉田2815番地　品川コーポＨ４305
債務者　藤原　実和
1　決定年月日時　平成29年９月25日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第５０７号
埼玉県川越市大字下新河岸27番地２　（リバーサイドヒル103号室）
債務者　松田龍三郎
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３１６号
相模原市緑区原宿南２丁目17番地13　ディアコート原宿南Ａ102
債務者　樋口真知子
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３５９号
相模原市中央区上溝461番地３　ジャンティル202号室、申立時の住民票上の住所神奈川県愛甲郡愛川町中津1848番地の２　トラッド梅沢102
債務者　三好　真広
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３６３号
相模原市南区南台３丁目10番17号　セレクトハイツ103号
債務者　岩崎　莉穂
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３６６号
相模原市南区相武台１丁目24番３号　オーイシＤＫビル201
債務者　伊東　厚人
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３７０号
相模原市中央区共和３丁目９番23号　住宅型有料老人ホーム楓
債務者　白須　峰子
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３７４号
相模原市南区下溝605番地13　シルキーＣ202
債務者　町田　将栄
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３７５号
相模原市南区下溝605番地13　シルキーＣ202
債務者　町田　真美（旧姓笠原）
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１１８号
東京都稲城市東長沼864番地の１エクセル松本301
債務者　曽田ゆう季
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月１日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８４７号
東京都東村山市久米川町２丁目51番地７ウエストコート201
債務者　菊池　　透
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月１日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８４８号
東京都東村山市久米川町２丁目51番地７ウエストコート201
債務者　菊池　朋子
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月１日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部